

総会運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「**本会**」という。）の総会の議事運営等について、法令、定款第11条から第18条及び定款施行規則第8条、第9条に定めるほか、総会の適正且つ円滑な運営を図るため、次のとおり定める。

(遵 守 義 務)

第2条 議決権を行使し得る社員（以下、「**正会員**」という。）及びその他総会出席者は、法令及び定款若しくは定款施行規則並びにこの規程を遵守しなければならない。

(構 成)

第3条 総会の構成は、定款第11条の定めによる。

(招 集 及 び 定 数)

第4条 総会の招集は、定款第14条の定めによる。

2. 総会の定数は、定款第17条の定めによる。

第2章 出 席 等

(正会員本人の出席)

第5条 総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(正会員代理人の出席)

第6条 代理人によって議決権を行使する場合には、受付において、代理権を証明する書面などの提出により、その資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の出席)

第7条 員外監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2. 事務局職員及び顧問である公認会計士等（以下、「**補助者**」という。）は、理事及び監事を補助するため、総会に出席することができる。

第3章 議 決 権

(議決権の行使)

第8条 議決権の行使については、定款第16条及び定款施行規則第8条の定めによる。

第4章 議 長

(資 格)

第9条 総会の議長は、会長が指名した者から選ぶ。

(権 限)

- 第 10 条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置を取ることができる。
2. 議長は、前項の命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

第 5 章 議 事

(開 会)

- 第 11 条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、正会員、理事、監事及び補助員の出席の状況を確認のうえ、議場に開会を宣言しなければならない。

(開 会 時 刻)

- 第 12 条 議長は、前条の出席状況を確認し、その他総会を開催するに重要な支障があると認められるときは、総会の開催時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員及びその他出席者に対し、遅滞なく繰り下げられた時刻を報告しなければならない。

(議事前の報告)

- 第 13 条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、次の事項を会場に報告しなければならない
- (1) 出席正会員数
 - (2) 議事録署名人
 - (3) 議事録作成者
2. 前項(1)の報告は、本会の事務局職員又はその他出席正会員に行わせることができる。

(議題の審議)

- 第 14 条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

(理事等の報告)

- 第 15 条 議長は、議題を付議した後、会長に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。会長は、議長の許可を受けただうえで、補助者に報告又は説明をさせることができる。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 43 条の規定による提案が正会員からあった場合、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

(発言の許可)

- 第 16 条 正会員は、議長の許可を得てから発言しなければならない。
2. 正会員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間制限)

- 第 17 条 正会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。
2. 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、正会員の発言時間を制限することができる。

(発言に対する制限)

第 18 条 議長は、次の発言等に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言
- (8) やじなど、発言者の発言を妨害する行為

(発言の時機)

第 19 条 正会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議題に関し発言することができない。

(説明義務者)

第 20 条 正会員の理事に対する質問の説明は、原則会長又は業務執行理事が行う。

2. 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
3. 会長又は業務執行理事は、議長の許可を受けただうえで、補助者に説明させることができる。

(説明の拒絶)

第 21 条 会長又は業務執行理事並びに監事は、質問が次の理由に該当するときは、議長の許可を得て説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明することにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明することにより本会その他の者の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明するために調査が必要な場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことに正当な理由がある場合

(修正動議)

第 22 条 正会員は、付議された議案につき修正動議を提出することができる。

2. 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。
3. 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第 23 条 正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

2. 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、議場に採否を諮らなければならない。

(議長不信任動議)

第 24 条 正会員は、議長不信任動議を提出することができる。

2. 前項の場合、議長は、議場に当該動議の採否を諮らなければならない。
3. 前項の結果、当該動議を議案として審議することとなった場合、当該議長以外の理事から仮議長を選任し、審議するものとする。
4. 当該動議が可決された場合には、仮議長が議長に就任し、以後の議事を進行する。

(動議の却下)

第 25 条 議長は、動議が次の事由に該当する場合、その動議を直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題に審議が入っていないとき、又は既にその議題審議を終了しているとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたと判断したとき。
- (4) 不適法又は権利の乱用に当たると判断したとき。
- (5) その他合理的理由に当たらないと判断したとき。

(休 憩)

第 26 条 議長は、議事進行上必要と認める場合は、休憩を宣言することができる。

(質疑・説明の打切り)

第 27 条 議長は、質疑、説明が既に尽くされたと認めたときは、以降の質問又は説明等を述べようとする者がいる場合でも、これを打切り審議を終了させ採決をすることができる。

(採 決)

第 28 条 議長は、採決を各議案ごとにしなければならない。

2. 理事又は監事の選任議案を採決するに際しては、定款第 17 条 3 項の定めによる。
3. 一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

(採決の順序)

第 29 条 原案に対し修正案が提出された場合は、先に原案を採決し、その後修正案を採決する。また、複数の修正案が提出された場合は、原案に近いものから順次採決する。

(決 議)

第 30 条 総会の決議に関しては、定款第 17 条の定めによる。

2. 修正案の決議については、原案に賛成の旨記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の決議に棄権としてそれぞれ取り扱う。

(採決の方法)

第 31 条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることができる。

(採決結果の宣言)

第 32 条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第 33 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2. 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議するものとする。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
3. 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知しなければならない。
4. 延会又は継続会の日は、その該当する総会の日より 2 週間以内に定めなければならない。

(閉 会)

第 34 条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議 事 録)

第 35 条 総会の議事録は、定款第 18 条に定めるところによる。

2. 前項の議事録は、主たる事務所に永久に保管し、閲覧に供するものとする。

(欠席者に対する報告)

第 36 条 議長は、総会議事の経過の概要及びその結果について、適宜な方法により欠席した正会員に報告する。

第 7 章 補 則 等

(規程の改廃)

第 37 条 この規程の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。